

新法紹介

- 1 家庭教育促進法
- 2 会計検査法の改正
- 3 商務部による「第14次5か年計画外資利用発展計画」公布に関する通知

1 家庭教育促進法

子供の過度な学習の負担を軽減する一方で、子供のインターネットゲームへの依存を防止するため、家庭での生活習慣の改善などを保護者に対して要求している。保護者は一番目の教師という責任意識を持ち、未成年者に対する家庭教育の主体的責任を負うと明記されている。また県級以上の地方政府は、義務教育段階の学生の宿題や学校外の塾などの負担が軽減するよう監督管理を強めると記載されており、中国の学習塾産業に大きな影響を与えている。

URL : <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202110/8d266f032b74e17602cd4372eb413.shtml>

(全人代常務委員会2021年10月23日制定・公布、2022年1月1日施行)

2 会計検査法の改正

中国の会計検査法は15年ぶりに改正された。今回の改正案では、党中央による会計検査に対する集中的かつ統一的な指導が強調され、国有資源、国有資産、公共資金等が会計検査の監督範囲が含まれるようになるなど、会計検査の対象と範囲が拡大された。また、会計検査機関による国家重大経済社会政策措置の実施状況に対する監督

等の権限を明確にし、会計検査チームビルディングの強化、会計検査機関の職責履行に必要な権限の賦与、会計検査の行為規範、監督責任などの部分についても調整された。

URL : <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202110/c46eadbba53b4d51be1281ac4d7fac8.shtml>

(全人代常務委員会2021年10月23日制定・公布、2022年1月1日施行)

3 商務部による「第14次5か年計画外資利用発展計画」公布に関する通知

中国が外資の利用において世界最高レベルを目指すことを目標として掲げている。高い水準での対外開放、外資利用構造の最適化、対外開放のためのプラットフォーム、機能の強化、外資による対中投資促進のためのサービスレベルの向上、外資による対中投資管理体制の整備、外資による対中投資環境の最適化、国際投資の自由化などが規定されている。具体的には、外国投資者による対中投資参入ネガティブリストの削減、外資による対中投資奨励リストの整備、自由貿易試験区の更なる自由化促進などの項目が列挙されている。

URL : <http://wzs.mofcom.gov.cn/article/wzyx/202110/20211003210174.shtml>

(商務部2021年10月22日制定・公布)

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス : info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士人大江橋法律事務所です。弁護士人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。